

公共施設使用料の減免の実施について

市内公共施設のうち、一定の条件を満たした施設の使用料について、半田市使用料条例第6条（使用料の減免：市長は、特別の事情があると認めたものに対しては、使用料を減免することができる。）に基づき、下記のとおり使用料を減免いたします。

記

1. 実施趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の公共施設では定員を半数以下とするなど使用の制限を行っている。これにより、文化活動や社会活動に取り組んでいる団体においては、活動の制限や使用料の負担増など思うような活動ができない状況となっているため、公共施設の使用料を減免することにより、これらの団体の活動を支援するものである。

2. 対象施設

定員の設定があり、その数を半数に制限している屋内施設 26施設

番号	施設名称	備 考
1	市民交流センター	ホール、ミーティングルームA・B、市民活動ルームA～D
2	半田赤レンガ建物	クラブハウスA～D
3	アイプラザ半田	講堂、小ホール、第1～6会議室、研修室、第1・2日本間、和室、軽運動室
4	地区公民館（14館）	
5	文化会館	大ホール、大ホール附属設備使用料、特別控室、第1楽屋、第2楽屋、第3楽屋、第4楽屋、第5楽屋、第6楽屋、浴室、リハーサル室、第1練習室、第2練習室、第3練習室
6	中央公民館	講堂、視聴覚室、第1和室、第2和室、学習室、美術工作室、第1会議室、第2会議室
7	老人福祉センター	教養娯楽室1・2、集会室
8	身体障がい者福祉センター	社会適応訓練室
9	母子福祉センター	第3会議室
10	半田空の科学館	ホール
11	乙川交流センターニコパル	第1会議室、第2会議室、多目的ホール
12	生涯学習施設（学校施設） （2校）	さくら小、横川小

※屋内施設であっても、体育館等の定員の設定がない施設などについては、対象施設から除外する。

3. 実施期間

令和2年8月1日から令和3年3月31日まで

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年2月28日から公共施設を閉鎖してきたものの、緊急事態宣言の解除を受け、6月から順次施設を再開させ、7月14日をもって、すべての公共施設を再開させたため、その翌月から実施するもの。

4. 減免額

使用料の2分の1の額

5. 減免見込総額

1, 320万円（8か月間実施分 月165万円と積算）

※半田赤レンガ建物は、使用料を指定管理者の収益とする「利用料金制」を採用していることから、指定管理業者による当該減免損失分（見込み額110万円）は、年度末に清算し補償金として市が支払うものとする。